

入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和 8 年 8 月 26 日

支出負担行為担当官

東北森林管理局長 箕輪富男

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 8 年度航空レーザ計測業務(青森森林管理署管内)
- (2) 履行場所 青森森林管理署管内(青森県青森市瀬戸子山国有林 45 へ林小班外)
- (3) 業務内容 航空機による広域な現況・地形等を詳細に把握するためのレーザ計測
なお、詳細は別途示す「設計書」のとおり
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 11 日まで
- (5) 本業務は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。
- (6) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (7) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 85 条の規定に基づく調査基準価格又は業務の品質確保の観点から東北森林管理局長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (8) 本業務は、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、「履行確実性」の評価を行う対象業務である。
- (9) 本業務は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う業務である。
- (10) 本業務は、契約手続きに係る書類の授受を、原則として電子契約システムで行う試行対象案件である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における別表 1 に示す一般競争参加資格の認定を受けていること。
なお、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を青森県として登録していること。

(5) 別表 2 に示す期間に元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること（設計共同体（「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 25 日付け 11 経第 718 号大臣官房経理課長通知）及び「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについての廃止後の対応について」（平成 25 年 3 月 26 日付け 24 国管第 159 号林野庁長官通知）に基づく設計共同体をいう。以下同じ。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。）。

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務（測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。）の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」（平成 22 年 3 月 18 日付け 21 林国管第 106 号林野庁長官通知）第 6 に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：別表 2 のとおり。

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあっては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあっては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 32 条に規定する技術士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者、又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算 2 ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

（ア）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（同法第 108 条第 2 項に規定する大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上である者

（イ）短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上である者

（ウ）学校教育法による高等学校又は旧中学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であって、卒業（上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。）後、森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上である者

（エ）社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録（森林土木部門の登録に限る。）を受けた者又はこれと同等の能力を有する者（社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー（RCCM）の登録（森林土木部門の登録に限る。）であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者

イ 別表 2 に示す期間に、上記（5）に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であって、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が 60 点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料を含む。以下「申請書」という。）及び技術提案書（以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長

官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 当該業務の実施計画に係る技術提案書等が適正であること。

なお、その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。

(10) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあっては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 別表 3 に示す期間に完成・引渡しが完了した調査等業務の実績がある場合においては、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が 60 点未満でないこと。

イ 別表 4 に示す期間以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が 60 点未満でないこと。

ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(11) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法で交付を受けていない者は入札参加を認めない。

(12) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号東北森林管理局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間と提出先

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記提出先に 1 部提出すること。

なお、詳細は入札説明書による。

ア 提出期間と提出先 別表 5 のとおり。

(3) 技術提案書等は、入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の方法等

ア 技術等に対する得点は、各評価項目との評価点とし、最大 60 点を付与する。

ただし、設定した評価項目の最高得点の合計が 60 点とならない場合は、採点結果得点 60 点満点に換算する。

よって、技術点の最大が 63 点であることから、得られた技術点に $60/63$ を乗じた数値を技術点として与える。

イ 入札価格に対する得点は、入札価格を予定価格で除して得た数値を 1 から減じて得た値に入札価格に対する得点配分 60 点を乗じて得た値とする。

入札価格に対する得点＝配分点(60点)×(1－入札価格／予定価格)

ウ 総合評価は、入札参加者に係る上記アとイの合計点による評価値をもって行うものとする。

(2) 技術提案書の評価基準等

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 配置予定技術者の経験及び能力に関する事項

配置予定技術者の過去に担当した業務の成績、専任性、継続教育の状況等

イ 企業の実績に関する事項

低入札価格調査の実績、過去に契約した業務の成績、業務に関する表彰実績等

ウ 業務の実施方針等に関する事項

業務の理解度、実施手順の妥当性

エ 技術提案に関する事項

総合的なコスト、工事目的物の性能・機能又は調査精度及び社会的要請に係る提案内容の的確性、実現性及び独創性

オ 技術提案の履行確実性に関する事項

業務内容に対応した費用の計上、配置予定技術者に対する適正な報酬の支払い、品質確保体制の確保、再委託先への適正な支払い

履行確実性を評価する場合の評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

評価点合計＝(配置予定技術者の経験及び能力の評価点＋企業の実績の評価点＋業務の実施方針等の評価点)＋(技術提案の評価点×履行確実性評価に基づく履行確実性度)

＜履行確実性評価に基づく履行確実性度：1.00～0＞

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。上記(1)による評価値を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

(イ) 技術的要件のうち、必須の要求要件をすべて満たしていること。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部署

別表6のとおり。

(2) 入札説明書等の交付期間及び方法

下記の交付期間及び交付方法により入手すること。

ア 交付期間
別表 6 のとおり。

イ 交付方法
原則として電子入札システムからダウンロードする方法により交付とする。
ただし、電子入札システムからダウンロードできない場合は、事前に発注者の承諾を得たうえで紙媒体による入札説明書等の交付をする。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札は、別表 7 のとおり。

イ 紙入札により入札する場合は、別表 7 のとおり。

ウ 開札は、別表 7 のとおり。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金
免除。

イ 契約保証金
請負代金の 10 分の 1 以上を納付する。
ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1)に同じ。

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 本案件は、技術提案書等及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(令和 5 年 6 月林野庁)による。

(9) 履行確実性を評価するために、技術提案書とは別に追加資料の提出を求めるとともに、履行確実性に関するヒアリングを実施する場合がある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業業務請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル)

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)

をご覧ください。

【入札公告】 別表

東北森林管理局 業務名：航空レーザ計測業務

1 競争参加資格要件	令和7、8年度の「建設コンサルタント業務」の「測量」に係るA等級又はB等級
2 同種業務の実績	実績期間：平成23年4月1日から令和8年3月31日までの間に元請として完成・引渡しが完成した同種業務 同種業務：航空レーザ計測業務
3 業務成績評定点の平均点	期間：令和6年4月1日～令和8年3月31日
4 調査基準価格を下回った場合の評定点	期間：令和7年4月1日以降
5 技術提案書等の提出期間と提出先	提出期間：令和8年8月27日（木）から令和8年9月9日（水）まで（休日を除く。）午前9時00分から午後5時00分まで。 提出先（紙提出の場合）：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9-16 東北森林管理局 企画調整課 災害対策調整係長 電話：018-836-2228
6 入札説明書の交付	担当部署：〒010-8550 秋田県秋田市中通5丁目9-16 東北森林管理局 企画調整課 災害対策調整係長 電話：018-836-2228 メールアドレス：t_kikaku@maff.go.jp 交付期間：令和8年8月26日（水）から令和8年10月7日（水）まで。ただし、正午から午後1時までを除く。（入札日の前日まで）
7 入札及び開札日時	◎電子入札システムによる入札 入札開始：令和8年10月6日（火）午前9時00分 入札締切：令和8年10月8日（木）午前11時00分 ◎紙入札方式による入札の場合 下記開札日時の15分前から受付を開始し、開札日時をもって締切とする。開札場所に持参すること。 ◎開札の日時及び場所 開札日時：令和8年10月8日（木） 午前11時00分 開札場所：東北森林管理局 4階第1会議室

注：「休日」とは行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日进行。